

令和元年9月熊本県議会定例会における公文書館に係る質問について（報告）

令和元年（2019年）12月18日
県政情報文書課

1 質問及び答弁の概要

（1）質問の概要（楠本議員；天草市・天草郡）

- 公文書館を持たない県では、職員への意識改革は研修による周知徹底、歴史公文書の評価・選別基準は規則で規定している。
- 公文書の廃棄決定までのプロセスは、文書が歴史公文書の基準に適合するか否か、第三者委員会の意見を聴取したうえで決定している。
- 依然として、文書の誤廃棄事案が発生しており、公文書館が無い中での職員の意識改革には限界が有ると思われる。
- 1年あたり数万冊となる保存期間満了の文書を、現行のプロセスである「第三者委員会からの意見聴取」で対応するには限界が有ると考える。
- そこで、行政文書（歴史公文書）を後世に残すうえでの公文書館の必要性について、知事に尋ねる。

（2）答弁の概要（知事）

- 公文書を後世に残すことは、誰よりも重要なことと考えている。
- 公文書館は設置していないが、県庁本館地下2階の専用書庫で歴史公文書を保管するとともに、一般住民の閲覧も可能としている。
- 公文書館の設置については、現在、熊本地震からの復旧・復興を最優先で進めているところでもあり、新たな設置の検討までは至っていない。当面、利便性の向上を図るなど、現在の機能の充実に取り組む。
- 公文書の誤廃棄については、保存文書と廃棄文書の混在や、職員の文書管理制度に対する理解不足により発生しているものと考え。今後、発生を防止するために、廃棄予定文書の管理方法の見直しや職員の意識啓発に努める。
- 公文書廃棄の適否を判断する現行のプロセスについても、透明性、公開性を確保しながら、大量の文書を適切にチェックできるよう、今後、必要な見直しを行う。
- 公文書は県民共有の知的資源であり、その適正な管理は民主主義の基本と考えている。こうした考えのもと、しっかりと公文書管理に努める。

2 今後の取組

（1）歴史公文書に係る機能充実への取組

- 歴史公文書の移管を促進し、文書数の充実を図るため専任職員2人体制の維持等。

（2）誤廃棄防止への取組

- 廃棄予定文書の管理方法の見直しは、文書管理監査結果通知で取組例を例示等。
- 職員の意識啓発は、同結果通知で改善措置の根拠となる条例・規則・規程を明記し、職員の義務・努力義務の周知徹底、職員研修の実施等。

（3）廃棄の適否を判断するプロセスの見直しへの取組

- 委員会の開催回数を増やし、1回あたりの意見聴取の対象件数の減少を図る等。